熊本市医療費助成
医療費請求事務の手引き

こ　ど　も　医　療
重度心身障がい者医療
ひとり親家庭等医療

令和５年１２月　改正

熊本市こども支援課
熊本市障がい福祉課

目　次

Ⅰ　医療費助成制度の概要

１　こども医療費助成について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
２　重度心身障がい者医療費助成について　・・・・・・・・・・・・　２
３　ひとり親家庭等医療費助成について　・・・・・・・・・・・・・　２
４　助成の対象とならないもの等　・・・・・・・・・・・・・・・・　３
５　現物給付・償還払いとは　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３
６　現物給付の制限について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３
７　３医療費請求事務フロー　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４
８　制度の区別　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６
９　一般的な取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７
１０　３医療以外の公費をお持ちの場合の取扱い　・・・・・・・・・　７
１１　一部負担金21,000円以上の場合の取扱い　・・・・・・・・・　７
１２　日本スポーツ振興センター・労災等の他の制度の取扱い・・・・　８

Ⅱ　医療費請求事務について

１　受給資格者証について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９
２　記号番号について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
３　医療費請求事務の概要について　・・・・・・・・・・・・・・・１２
４　保険医療機関等の窓口での取扱いについて　・・・・・・・・・・１３
５　請求書の記入方法について　・・・・・・・・・・・・・・・・・１６
６　Ｑ＆Ａ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７
７　熊本市からのお願い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１

Ⅰ　医療費助成制度の概要

1　こども医療費助成について

（1）助成対象者　　高校３年生相当までのお子様
（０歳から１８歳到達後最初の３月31日までの間にあるお子様）

（2）助成内容　　外来に係る保険診療による医療費の一部負担から自己負担額を除いた分を助成。

入院・保険薬局に係る保険診療による医療費の一部負担金全額を助成。

（3）所得制限　　なし

（4）自己負担額　　３歳～高校３年生相当までのお子様の医科（外来）診療及び５歳～高校3年生相当までのお子様の歯科（外来）診療について1医療機関１ヶ月あたり下記の表のとおり自己負担があります。

区　分	助成対象	自己負担額
医科・歯科（入院）	０歳～高校生相当※	なし
医科　（外来）	３歳～小学生	１医療機関700円／月
〃	中学生～高校生相当※	１医療機関1,200円／月
歯科　（外来）	5歳～小学生	１医療機関700円／月
〃	中学生～高校生相当※	１医療機関1,200円／月
保険薬局	０歳～高校生相当※	なし

※１８歳到達後最初の３月31日までの間にあるお子様

● １医療機関とは
入院・外来・保険薬局　別
※ 院内処方は、処方された医療機関（医科・歯科）に含めます。
● その他
同一月、初回の保険診療が700円もしくは1,200円未満の場合、自己負担額は一部負担金の額となります。
同一月に再診があった場合は自己負担額を700円もしくは1,200円になるまで徴収してください。
なお、医療費請求書の記載方法は総点数方式として、自己負担額を含んだ点数を記載してください。

２　重度心身障がい者医療費助成について

（１）助成対象者　３歳以上で
① １級又は２級の身体障害者手帳の交付を受けている者
② Ａ１又はＡ２の療育手帳の交付を受けている者
③ １級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

（２）助成内容　入院・外来に係る保険診療による医療費の一部負担金を障がいの程度に応じて助成。
- 重度心身障がい児（20歳未満）…………全額
- 重度心身障がい者（20歳以上）
  - ・身体障害者手帳１級又は療育手帳Ａ１又は精神障害者保健福祉手帳１級（入院期間連続15年以上）………全額
  - ・身体障害者手帳２級又は療育手帳Ａ２又は精神障害者保健福祉手帳１級（入院期間連続15年未満）………２／３

（３）所得制限
- 重度心身障がい児（20歳未満）………なし
- 重度心身障がい者（20歳以上）………あり

３　ひとり親家庭等医療費助成について

（１）助成対象者　母子家庭の母と児童及び父子家庭の父と児童、または父母のいない児童
※生活保護受給者は対象外

（２）助成内容　入院・外来に係る保険診療による医療費の一部負担金の３分の２を助成。
- 母子家庭の母・父子家庭の父
  申請をした翌月の診療から、現に扶養している最年少の児童が20歳になる誕生日前日の属する月の末日まで。
- 児童
  申請をした翌月の診療から18歳に達する日以降最初の３月末日まで。

（３）所得制限　あり

４　助成の対象とならないもの等

（１）助成の対象外
- 入院時の食事代（標準負担額）
- 入院時の室料差額
- 薬の容器代
- おむつ代
- 健診及び予防接種等の保険診療以外の医療費
- 介護保険等の利用料

（２）控除するもの
- 高額療養費
- 付加給付金
- 他の法令の規定により、国又は地方公共団体が負担する額

５　現物給付・償還払いとは

現物給付とは

患者様が医療機関の窓口で受給資格に沿った負担金を支払い、医療機関が熊本市に対し、本来の負担金額から患者様負担分を差し引いた金額の請求を行うことができることをいいます。

償還払いとは

患者様が受給資格者証を忘れた場合や一部負担金が21,000円以上になった等の理由で、医療機関の窓口で一部負担金を支払い、その後払い戻しの手続きを行うことをいいます。

６　現物給付の制限について

以下に該当する場合は現物給付できません。
医療機関は一部負担金を精算し、患者本人が払い戻しの手続きを行う償還払いとなります。

①１ヶ月にひとつの医療機関で、入院・通院別で一部負担金が21,000円以上のとき
②保険薬局と処方元医療機関の医療費の一部負担金を合算して21,000円以上のとき
（医療機関で既に21,000円以上を超えている場合、保険薬局は処方元医療機関とともに償還払い）
③熊本市と協定を結んでいない熊本市外の医療機関で診療を受けるとき
④他の公費（就学援助・自立支援医療・小児慢性特定疾病・育成医療等）を使用する場合
⑤治療用装具に係る費用で保険者が保険給付を認めた場合の一部負担金
⑥訪問看護ステーション利用に係る本人負担

日本スポーツ振興センター・労災等の他の制度を適用するものは医療費請求ができません。（詳細はP８）

７　３医療費請求事務フロー

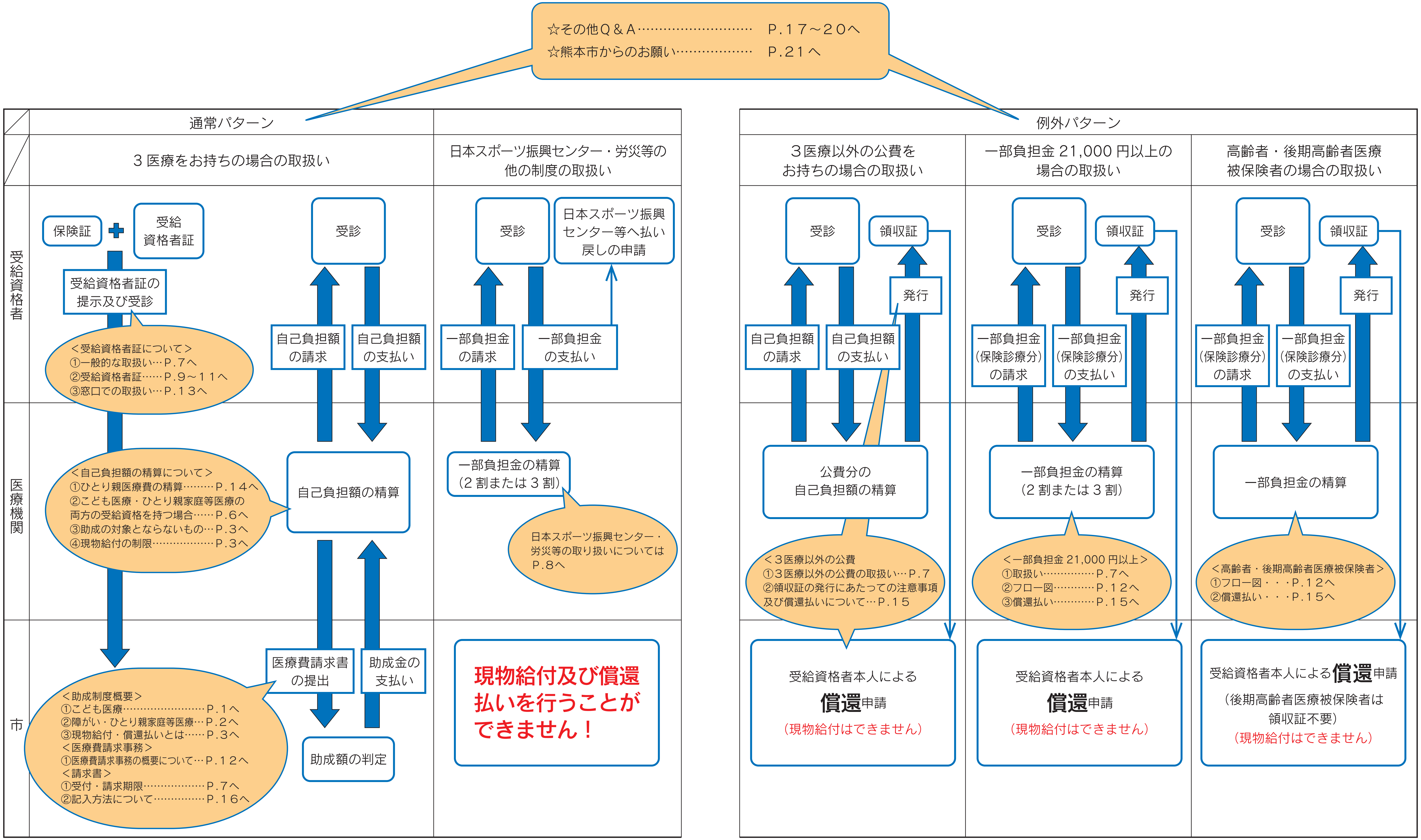

8　制度の区別

　こども医療費助成とひとり親家庭等医療費助成、または重度心身障がい者医療費助成とひとり親家庭等医療費助成など複数の資格を持つ資格者については、資格者が有利な（負担額が少ない）制度を選択してください。

　（例）こども医療とひとり親医療の両方の受給資格を持つ場合

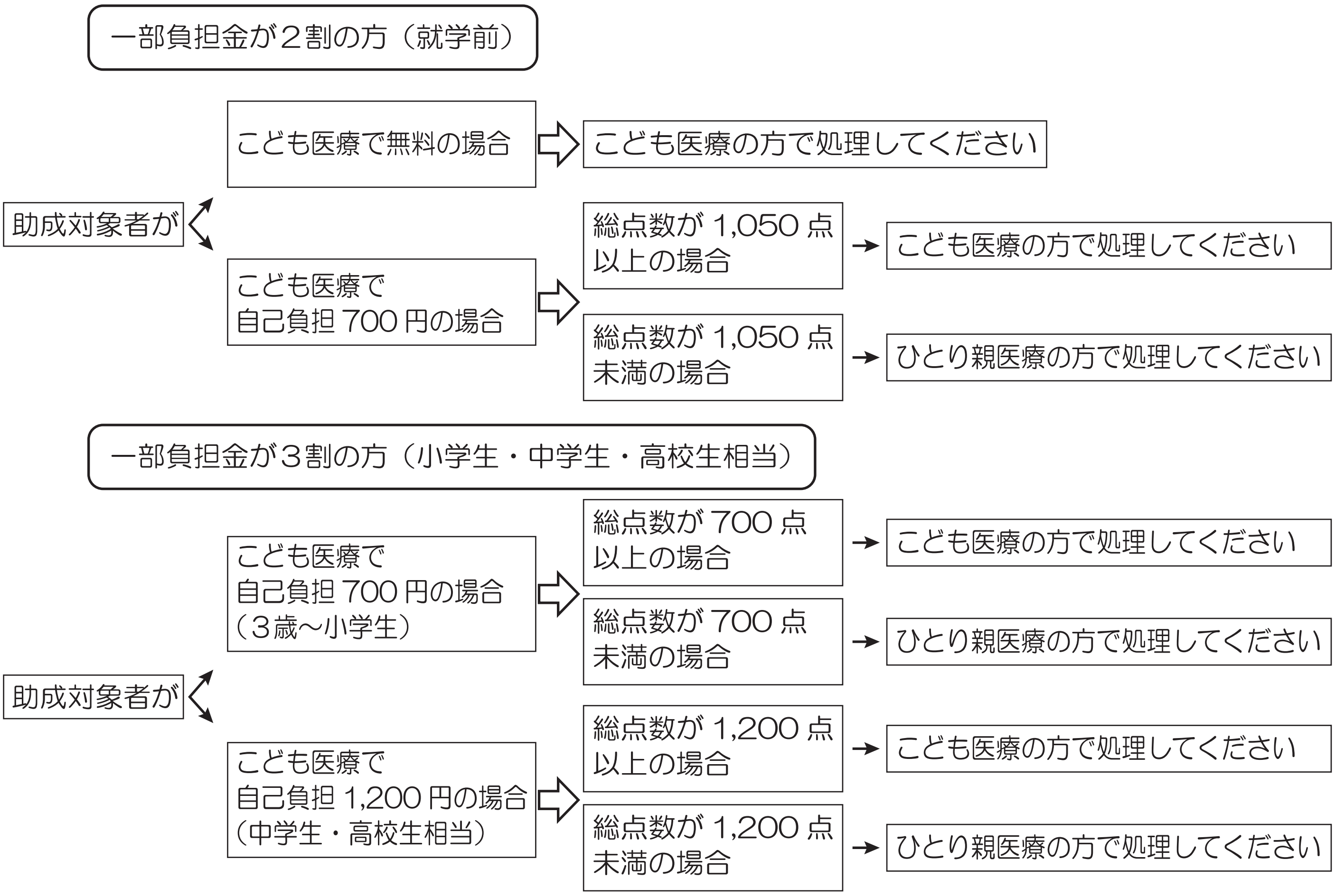

- １回の診療では、1,050点（700点もしくは1,200点）超えないためひとり親で計算された場合でも、同じ月に２回目の診療を受けて1,050点（700点もしくは1,200点）を超えた場合は、お手数ですが再度こども医療で計算しなおしていただき、こども医療で請求していただきますようお願いします。
- こども医療の方が有利な場合で、資格者がひとり親の資格者証のみを提示した場合は、こども医療が有利である旨を説明していただき、窓口では２割（３割）全額を徴収してください。その後、同じ月にひまわりカードの提示があった場合は医療機関様の窓口で返金していただき、月が変わった場合は、区役所または総合出張所での償還申請手続きをご案内いただきますようお願いします。
  なお、こども医療が有利である場合でも、資格者（資格者の父または母）がひとり親医療の資格を使用して支払うことを希望される場合には、ひとり親医療で計算していただいてかまいません。
  その場合は、熊本市に提出されるひとり親家庭等医療費請求書の備考欄に「ひとり親で支払希望」とご記入ください。記載がない場合は、確認のため必ずご連絡いたします。
- 重度心身障がい者医療の場合、こども医療との併用はできません。重度心身障がい者医療の一部負担金が全額無料となる場合は、ひとり親医療よりも有利となりますが、ひとり親医療で支払うことを希望される場合には、ひとり親医療で計算していただいてかまいません。

９　一般的な取扱い

- 窓口では、受給資格者証の記載事項の確認をお願いします。
  記号番号・・・保険証との照合により、保険種別相違はないか。（P.１１参照）
  有効期間・・・ひとり親家庭等医療は毎年10月、重度心身障がい者は毎年８月で資格の更新を行っています。
  記号番号・加入保険の相違、有効期間切れについては市へ届出されるよう御指導願います。
- **受給資格者証を窓口に提示されない方については、一部負担金を徴収してください。**本人申請による償還払いとなります。
- ひとり親家庭等医療費受給資格証は、母・父と子で有効期間が異なります。それぞれの非該当年月で有効期限が切れていないか必ず確認してください。
- 同一医療機関、同月内、同診療区分で、現物給付と償還払いの混在は出来ません。必ずどちらかに揃えて頂きますようお願いいたします。
- 現物給付の場合は医療費請求書により熊本市に請求していただくことになります。
  医療費請求書の受付は、熊本市こども支援課で行います。**毎月10日（休日の場合はその前日）までに提出して下さい。（必着）**
  ※　請求できる期間は、診療を受けた月の翌月から12 ヶ月以内となります。

１０　３医療以外の公費をお持ちの場合の取扱い

- 他の法律や制度で一部負担金が安くなるとき（自立支援医療･小児慢性特定疾病など）は、いったん一部負担金※を支払った後、各区保健こども課、各区福祉課、総合出張所窓口で本人申請による払い戻しの手続き（償還申請）をすることになります。
  「ひまわりカード」「ひとり親家庭等医療費受給者証」「重度心身障がい者医療費受給者証」は使用せず、一部負担金を徴収しその領収書を発行してください。
  ※ここで言う一部負担金とは､例えば自立支援医療受給者証をお持ちの方の自立支援医療費の自己負担金のこと。

  （例）
  「ひとり親家庭等医療費受給者証」と「自立支援医療受給者証」をお持ちの場合で、同月内の診療で、自立支援医療対象（自己負担額が原則１割）・対象外それぞれの診療がある場合自立支援医療対象（自己負担額が原則１割）のものについては１割の一部負担金を徴収してください。
  対象外のものについては、２割もしくは３割の一部負担金を徴収してください。
  後日、本人申請による償還（払い戻し）の手続きとなります。
  その際は、領収書の明細として、公費：〇〇〇点、一般：〇〇〇点と記載してある方が好ましいのですが、困難な場合には、前述の内容を追記でも可能です。
  こども医療・重度心身障がい者医療についても同様の考え方です。

１１　一部負担金 21,000 円以上の場合の取扱い

- 外来等において１ヶ月（暦月）に数回受診があったときは、累計して21,000円以上となった時点で最初の受診分からの一部負担金を徴収してください。本人申請による償還払いとなります。
- 保険薬局と処方元医療機関の医療費の一部負担金を合算して21,000円以上となった場合は、保険薬局・処方元医療機関ともに最初の受診分から一部負担金を徴収してください。本人申請による償還払いとなります。

１２　日本スポーツ振興センター・労災等の他の制度の取扱い

- 労災保険や交通事故にあったとき（第三者行為による疾病）など、他の制度で医療費の給付対象になる場合は、「ひまわりカード」「ひとり親家庭等医療費受給者証」「重度心身障がい者医療費受給者証」の使用ができません。後に給付対象となったことが判明した場合には、本市へ請求していた医療費助成の取下げを行ってください。
- 学校、保育園、幼稚園等の管理下（注１）での負傷や疾病は、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の支給対象となります。原則として、医療機関では、「ひまわりカード」「ひとり親家庭等医療費受給者証」「重度心身障がい者医療費受給者証」の使用が出来ません。健康保険証を適用して、保険診療自己負担額（総医療費の２割または３割）を領収してください。（<u>例外的に使用できる場合がありますので</u>、下記の表を参照してください。）　また、本人が日本スポーツ振興センターへ請求するには、医療機関の場合は「医療等の状況」、保険薬局の場合は「調剤報酬明細書」への記入が必要となります。

（注１）学校の管理下

各教科や学校行事などの授業中、部活動などの課外活動中、休み時間、幼稚園での保育中、登下校中など

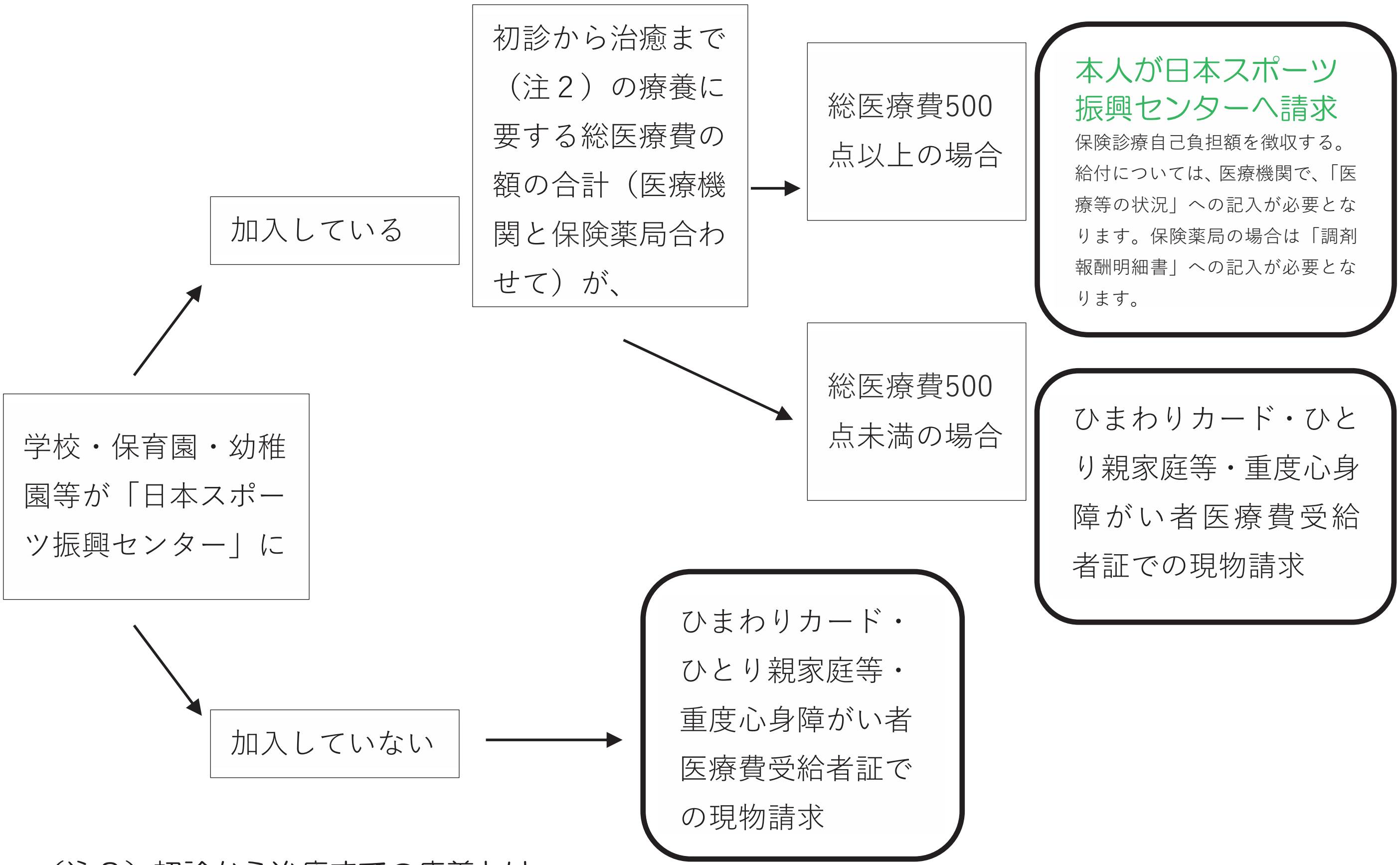

（注２）初診から治癒までの療養とは

初診から完治するまでとなるため、月をまたぐ場合があります。

熊本市立小学校・熊本市立保育園・私立幼稚園が「日本スポーツ振興センター」の災害共済給付制度に加入しているかについてはご確認ください。

就学援助（学校保健安全法施行令第８条に定める疾病の治療のための医療に要する経費）に関するお尋ねは　指導課（096-328-2721）にお尋ねください。

Ⅱ　医療費請求事務について

1　受給資格者証について

① こども医療［ひまわりカード］

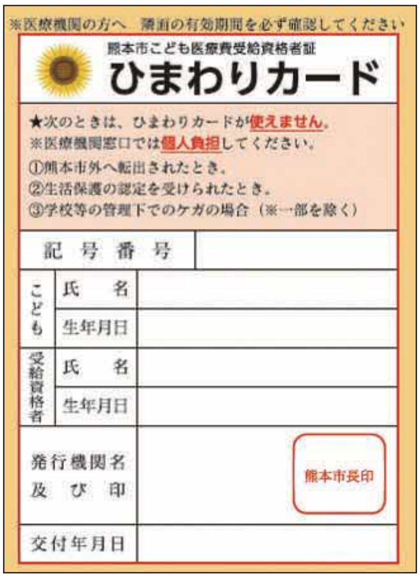
※医療機関の方へ　券面の有効期間を必ず確認してください
熊本市こども医療費受給資格者証
ひまわりカード
★次のときは、ひまわりカードが使えません。
※医療機関窓口では個人負担してください。
①熊本市外へ転出されたとき。
②生活保護の認定を受けられたとき。
③学校等の管理下でのケガの場合（※一部を除く）

記号番号		
こども	氏名	
	生年月日	
受給資格者	氏名	
	生年月日	
発行機関名及び印		熊本市長印
交付年月日		

②障がい児［無料］

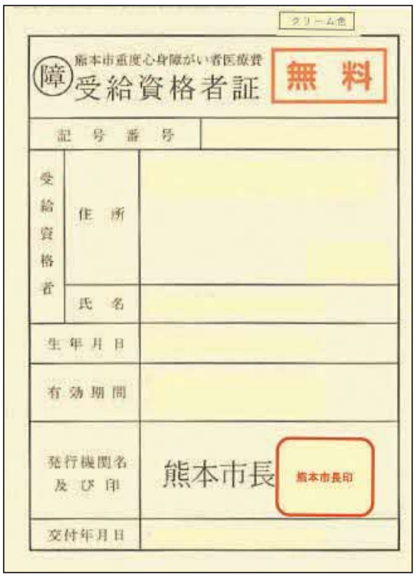
クリーム色
障　熊本市重度心身障がい者医療費
受給資格者証　無料

記号番号		
受給資格者	住所	
	氏名	
生年月日		
有効期間		
発行機関名及び印		熊本市長　熊本市長印
交付年月日		

③障がい者［無料］

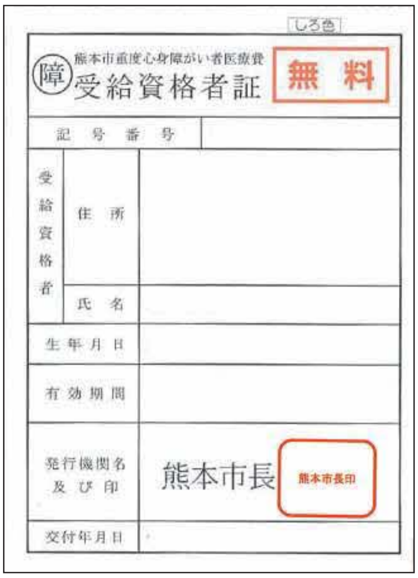
しろ色
障　熊本市重度心身障がい者医療費
受給資格者証　無料

記号番号		
受給資格者	住所	
	氏名	
生年月日		
有効期間		
発行機関名及び印		熊本市長　熊本市長印
交付年月日		

④障がい者［1／3自己負担］

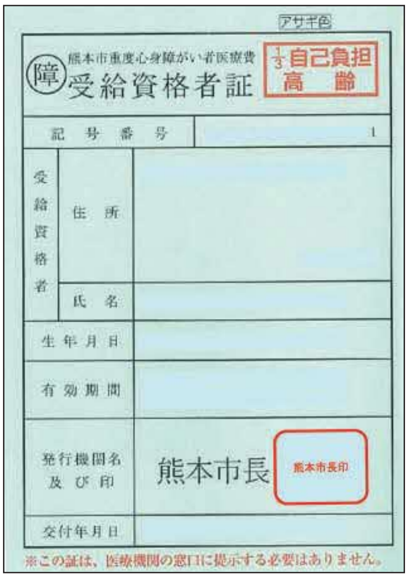
アサギ色
障　熊本市重度心身障がい者医療費
受給資格者証　1/3自己負担　高齢

記号番号		1
受給資格者	住所	
	氏名	
生年月日		
有効期間		
発行機関名及び印		熊本市長　熊本市長印
交付年月日		

※この証は、医療機関の窓口に提示する必要はありません。

⑤障がい者高齢・後期高齢医療［無料］

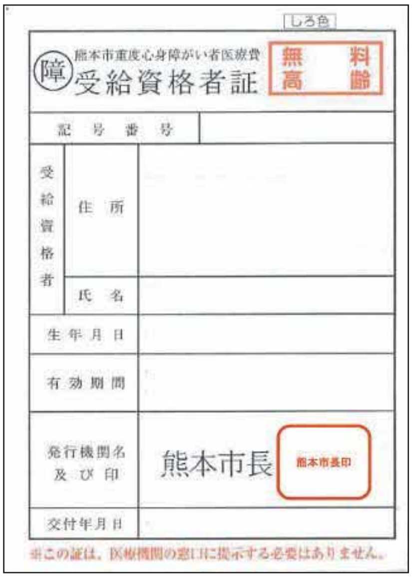

⑥障がい者高齢・後期高齢医療［１／３自己負担］

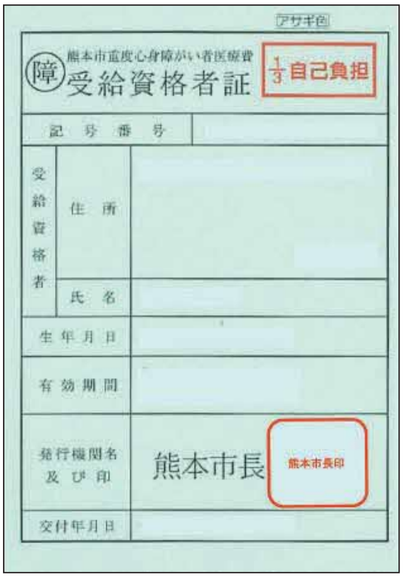

⑦ひとり親家庭等医療［１／３自己負担］

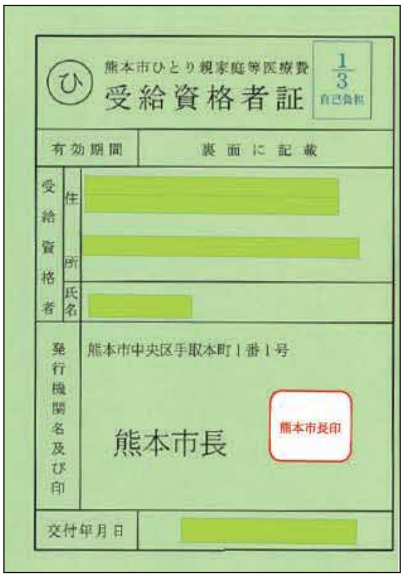

※受給資格者証の色は毎年10月より変わります。

２　記号番号について

（１）こども医療・障がい者…………記号２文字

●受給区分（カタカナ）

ニ	こども医療
シ	重度心身障がい児
セ	重度心身障がい者（無料）
フ	重度心身障がい者（１／３自己負担）

★受給資格者証参考例

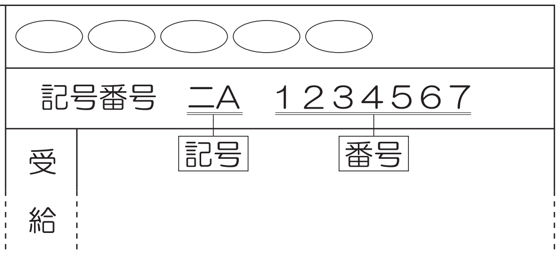

記号番号　　二A　　１２３４５６７

●保険区分（アルファベット）

A	熊本市国民健康保険	E	日雇健康保険
B	全国健康保険協会	F	船員保険
C	共済組合	G	国民健康保険組合
D	健康保険組合	H	医師国民健康保険組合

●番号………………………………７桁

最初の数字（参考例では１）	種　　別
０～７	こども医療 重度心身障がい児 重度心身障がい者
８	社会保険本人
９	重度心身障がい者 （高齢受給者、後期高齢者医療被保険者）

（２）ひとり親家族等医療

●記号……なし

●番号……９桁

3　医療費請求事務の概要について

□ 内は医療機関及び保険薬局での取扱い

受　診

一　般

こども（０～１８歳）
重度心身障がい児（20歳未満）
重度心身障がい者（20 ～69歳）
ひとり親家庭等（子：０～１８歳）
（親：扶養している最年少の児童が20歳になる誕生月の末日まで。）

↓

入院・外来別で一部負担金の額もしくは、保険薬局と処方元医療機関の医療費を合算した一部負担金の額が１ヶ月（暦月）に

高齢者・後期高齢者医療被保険者
（すべて償還払い）

高　　齢　　重度心身障がい者（70歳～74歳）

後期高齢　　重度心身障がい者（75歳以上）
ただし65歳以上の方でも後期高齢者医療を所持している場合があります。
※ひとり親家庭等医療費助成の受給資格者のうち70歳以上の方も償還払いとなります。

21,000円未満のとき
（現物給付）

記号　ニ（こども医療）
◆無料扱い
◆３歳から高校生までの医科（外来）及び５歳から高校生までの歯科（外来）医療費は自己負担有

記号　シ・セ（重度心身）
◆無料扱い

記号　フまたは記号なし（重度心身）
◆一部負担金の１／３を小数点以下切り上げて1円単位まで徴収

↓

医療費請求書により請求
◆毎月10日（休日の場合はその前日）まで市役所こども支援課で受付
（※郵送の場合は必着）

21,000円以上のとき
（償還払い）

↓

一部負担金を徴収し領収書を発行
◆領収書の記載事項
患者氏名・診療総点数・一部負担金額
診療年月日・医療機関名

↓

受給資格者が、各区役所及び各総合出張所で領収書（後期高齢者医療被保険者は不要）を添付して助成申請

※　請求できる期間は、診療を受けた翌月から12ヶ月以内となります。
（例　４月診療分→５月から翌年４月まで請求可能です。）

４　保険医療機関等の窓口での取扱いについて

★21,000円を境に現物給付（医療機関請求）又は償還払い（本人申請）に分かれます。
この21,000円は、自己負担額を含んだ額です。この点に十分留意されて以下の事務取扱いをお願いします。

（１）入院・外来別で一部負担金の額が１ヶ月（暦月）に21,000円未満のとき**【現物給付】**

①　窓口で保険証に添えて次の受給者証を提示された方は、対象年齢に応じて無料又は自己負担700円もしくは1,200円を徴収してください。ただし、保険診療の一部負担金が700円未満もしくは1,200円未満の場合は、自己負担額は一部負担金の額となります。

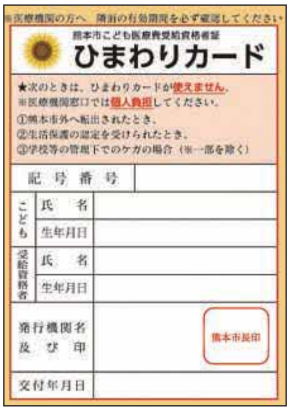

〔新：令和５年12月１日交付〕

②　窓口で保険証に添えて次の受給資格者証を提示された方は、無料扱いにしてください。

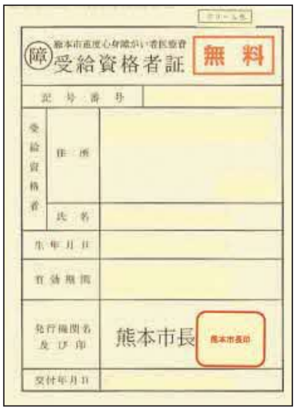

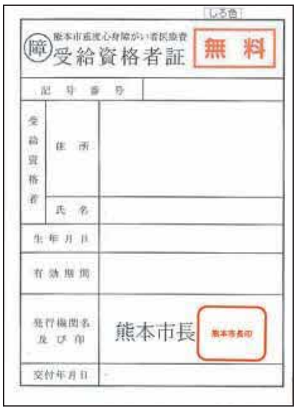

③　窓口で保険証に添えて次の受給資格者証を提示された方は、一部負担金の１／３を徴収してください。

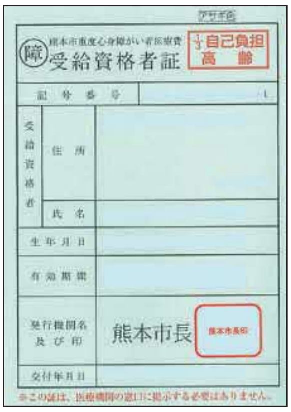

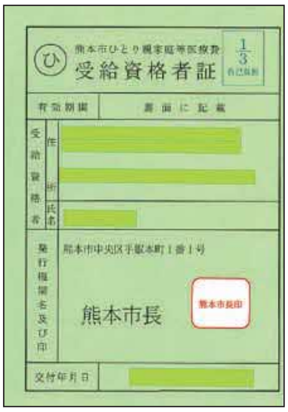

※　端数処理について（障がい者・ひとり親家庭等）
診療点数×３（未就学児は×２）の額の１／３を小数点以下切り上げて１円単位まで徴収してください。
熊本市からの助成金は１円単位の金額で支払います。（１円未満切り捨て）

○一部負担金とは・・・
各種健康保険法に規定されている、医療機関窓口での患者自己負担額のこと
・6歳到達後の3月31日（ただし、誕生日が4月1日の場合はその前日の3月31日）まで・・・2割
・6歳到達後の4月1日（ただし、誕生日が4月1日の場合はその当日から）から70歳になる誕生日前日の属する月の末日まで・・・3割

窓口での患者自己負担の計算パターン
（重度心身障がい者医療費及びひとり親家庭等医療費受給者）

①一部負担金の計算割合が3割の場合
患者窓口負担額=総点数×3×1/3（1円単位で領収すること）
市から医療機関への助成額=総点数×3×2/3（1円単位での振込）

例）総点数1,357点のとき
1,357×3割=4,071円
4,071円×1/3=1,357円=患者窓口負担
1,357点×3割×2/3=2,714円=市から医療機関への助成額

②一部負担金の計算割合が2割の場合
患者窓口負担額=総点数×2×1/3（1円単位で領収すること）
市から医療機関への助成額=総点数×2×2/3（1円単位での振込）

例）総点数1,357点のとき
1,357×2割=2,714円
2,714円×1/3=904.66…円=905円=患者窓口負担
1,357点×2割×2/3=1,809.33…円=1809円=市から医療機関への助成額

（2） 入院・外来別で一部負担金の額が１ヶ月（暦月）に21,000円以上又は高齢受給者、後期高齢者医療被保険者に該当するときは、本人申請による償還払いとなります。

【償還払い】

① 21,000円以上になるときは、窓口で一部負担金を徴収し患者氏名・診療総点数・診療年月日・金額が明記された領収書の発行をお願いします。

② 窓口で次の受給資格者証を提示された方は、高齢受給者、後期高齢者医療被保険者に該当している方ですので、一部負担金を徴収し、領収書の発行をお願いします。

●障がい者
（高齢・後期高齢者医療、無料）

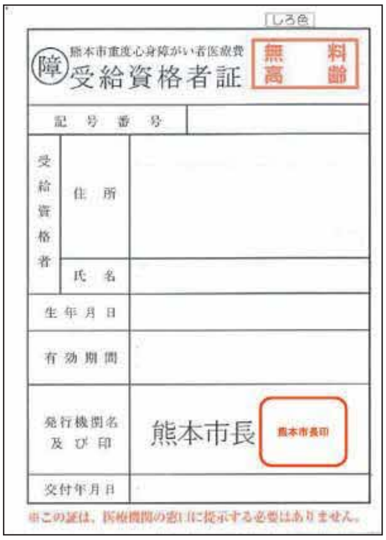

●障がい者
（高齢・後期高齢者医療、１／３負担）

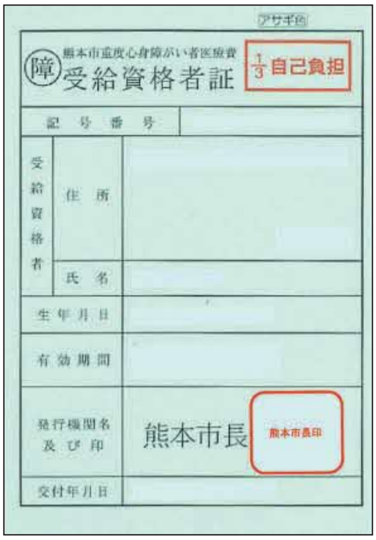

★ 領収書に代わるレシートでの助成申請はできませんので、必要事項の明記された領収書の発行をお願いします。

★ ①又は②の取扱いをされた分については、本人申請による償還払い（医療費助成申請）の手続きをご案内ください。

医療機関で診療・支払い

↓

医療費助成の手続き

↓

金融機関の口座に振込

〇領収書必要事項
患者氏名・診療総点数・一部負担金額・診療年月日・医療機関名

〇手続きに必要なもの
印鑑（認印）・領収書（後期高齢者医療被保険者を除く）・受給資格者証・健康保険証・受給資格者名義の通帳・高額療養費の支給がされたときは高額療養費支給決定通知書・限度額認定書（お持ちの場合）

〇助成金の請求ができる期間
診療を受けた月の翌月から12 ヶ月以内

5　請求書の記入方法について

複数枚あるときは左上に３医療それぞれホッチキス留めをお願いします。
３医療まとめてホッチキス留めしないでください。

熊本市長　様　　○○○○○　医療費請求書

（熊本市提出用）

医療機関番号	４３を除く医療機関コード（７桁）

令和　年　月　日←提出年月日を記入（Ⓐの翌月1日以降）

令和 ① 年 Ａ 月分の○○○○○の医療費を次の通り請求します。

必ず印鑑を押してください。

総合計件数	総合計点数
②　件	1,231　点

総合計点数（柔整・鍼灸は総合計医療費）を１ページ目のみ記入

（上の欄は総合計ですので、１枚目のみに記入してください。）

保険医療機関等の所在地及び名称
開設者氏名
電話番号

（印）　（法人印は不可）個人印又は理事長印

請求明細　（　1　枚中の　1　枚目　）　必ず枚数を記入

番号	受給資格者証記号・番号										保険者番号	患者氏名	診療内訳 区分 ⑤	診療内訳 総点数（柔整・鍼灸は総医療費） ⑥				診療科目	（以前診療分）この請求書の該当診療月以前の診療の場合、その診療年月を記入	備考
1					③						④		入・外			⑥			⑦	⑧
2	二	A	1	2	3	4	5	6	7		00430017	熊本　太郎	入・(外)	1	2	3	1		令和5年○月	
・ ・																				
10													入・外						年　月	
													計	1	2	3	1			

ページごとの小計を記入

①□年□月……………………………診療年月を記入。（提出月の前月を記入）
②総合計件数……………………………複数枚ある場合は、請求総合計分１枚目のみに記入。
③受給資格者証記号・番号……………受給資格者証の記号番号を記入。（後期高齢者医療該当者、高齢受給者は対象外）　（例）Ａ１２３４５６７
④保険者番号……………………………各保険者の保険番号を記入。　（例）熊本市４３００１７　（例）全国健康保険協会　熊本支部　０１４３００１６
⑤区分……………………………………入院・外来の区分を○で囲む。
⑥総点数…………………………………診療総点数を記入。
⑦以前診療分……………………………①の□年□月分の診療以前の分があれば記入。（請求できるのは診療月の翌月から12ヶ月以内。）
⑧備考……………………………………保険薬局で同じ人が同月内に複数回受診し処方元が異なる場合、備考欄に処方元の医療機関名を記入。必要がある場合に記入。

重要

＊この請求書は、他の法令等において医療費が負担される（自立支援医療、小児慢性特定疾患、高齢受給者、後期高齢者医療被保険者等に該当する場合は使えません。
＊入院・外来別（薬局と処方元医療機関の一部負担金の合算）で一部負担の額が一ヶ月に21,000円以上の場合は使えません。
＊診療内訳欄の「区分」は、入・外どちらかを○で囲み、「総点数」には公費、入院時食事療養費は含めないでください。
＊請求ができる期間は、診療の翌月から12ヶ月以内です。
（例）１月診療分 → ２月請求（提出〆日２月10日）～翌年１月請求（提出〆日１月10日）まで
＊提出月より数えて２ヶ月以上前の診療分を請求される場合は、以前診療分の欄に診療のあった月をご記入ください。

6　Q&A

〈こども医療について〉

Q　３歳児以上が医科を受診し、保険診療の一部負担金が700円未満の場合、自己負担額はいくらですか？

A　700円未満の場合は、自己負担額は一部負担金の額になります。例えば、診療点数150点・外来の場合、一部負担金は２割→300円、３割→450円となります。
なお、同じ月に再診があった場合、700円との差額を自己負担額として徴収してください。

Q　700円または1,200円の自己負担額の端数処理はどうするのですか？

A　一部負担金の徴収方法と同じで、10円未満の端数は四捨五入になります。

Q　医療費請求書の記載方法に変更はありますか？

A　診療区分（公費）は、使用しておりませんので記入不要です。また、一部負担金が2,1000円未満であれば従来どおりの記載方法で請求してください。下記表のそれぞれの年齢や診療区分に応じた自己負担額を控除して支払います。
なお、点数×３（未就学児は×２）が700円または1,200円以下の場合、熊本市からお支払いする医療費が発生しませんので、請求書には記載しないでください。

令和５年１２月１日診療分から

3歳になった誕生月の末日（2歳と3歳の間）
5歳になった誕生月の末日（4歳と5歳の間）
小学校6年生まで
高校3年生相当（満18歳到達後の3月末日）まで

		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	高1	高2	高3
入院	医科 歯科	無料																		
外来	医科	無料			700		700								1200					
	歯科				無料		700								1200					
保険薬局		無料																		

（単位：円）

一部負担金　２割（0歳～6歳）　３割（小1～高3）

Q　病院で２１，０００円以上の場合、保険薬局はどのように処理すればいいですか？

A　今回のケースは、P３に記載のとおり、現物給付できません。
一旦２割か３割をお支払いいただき、本市の窓口にて償還払いの手続きをいただくようご案内ください。
（処方元の医療機関も同様に対応をお願いします。）

Q　保険薬局で２１,０００円以上の場合、どのように処理すればいいですか？

Ａ　一旦２割か３割をお支払いいただき、本市の窓口にて償還払いの手続きをいただくようご案内ください。
（処方元の医療機関にもご連絡をお願いいたします。）

Q　自己負担額の対象者の確認方法は？

Ａ　対象者には「ひまわりカード（こども医療費受給資格者証）」を発行しています。
年齢毎の有効期間を表示していますので、診療日が含まれる欄でご確認願います。

Q　月の途中で保険変更があった場合、（健保協会から国保、国保の記号番号変更等）の自己負担額は保険（レセプト）ごとに徴収するのですか？

Ａ　通常レセプトごとですが、保険変更の場合には変更前、変更後と合わせて月額700円もしくは1,200円となります。

〈ひとり親家庭等医療について〉

Q　医科でひとり親家庭等医療が有利（自己負担額が安い）ため、ひとり親家庭等医療で処理されていました。処方先の調剤では、こども医療の方が有利ですが、処方元の医科に合わせてひとり親家庭等医療で処理した方がよいですか？

Ａ　１医療機関として各々医療費の請求を本市へ行っていただくものであり、医科に合わせる必要はありません。有利なものを選択していただきますよう、お願いいたします。

〈重度心身障がい者医療について〉

Q　重度心身障がい者医療費受給資格者証の、『高齢』を提示された場合の取り扱いは？

Ａ　１／３自己負担、無料の方に関係なく、１～３割の一部自己負担金を徴収して領収書（後期高齢者医療被保険者が償還払いによる本人申請の際は領収証不要）を発行してください。医療費請求書では請求できませんのでご注意ください。（医療機関窓口でのお取り扱いはできません。）
現物給付不可となります。

〈共通項目〉

Q　他の法令等により、国又は県、市の負担において医療費が負担されるもの（自立支援医療、小児慢性特定疾病等）の取り扱いは？

Ａ　他の法令等が優先となります。
例えば、自立支援医療受給者証をお持ちの場合、自立支援医療費の自己負担金を徴収して、領収書を発行してください。その後、受給資格者は償還払いの申請をすることができます。
同月分すべての点数を合算して請求していただくことが可能です。

Q　保険薬局からの医療費請求において、同月内に複数の医療機関より処方があった場合の取り扱いは？

Ａ　同月分すべての点数を合算して請求していただくことが可能です。
なお、システム上２行に分けてそれぞれの点数で請求される場合、備考欄に処方があった医療機関名の記載をお願いします。

Q　受給資格者証を提示されない場合、もしくは「現物不可」の表示がある場合の取り扱いは？

Ａ　一部負担金を全額徴収して領収書を発行してください。
領収書には、患者氏名・診療総点数・一部負担金・診療年月日を記載してください。
お客様には、診療の翌月から12 ヶ月以内は市の窓口で助成申請できることをお知らせください。

Q　レセプトの返戻がありました。再度請求すべきですか？

Ａ　総点数（総医療費）に変更が生じた場合は助成額に過不足が発生しますので、こども医療、ひとり親医療についてはこども支援課へ、重度心身障がい者医療費の場合は障がい福祉課へご連絡ください。総点数（総医療費）に変更がない場合は、助成に重複が発生いたしますので、再度請求の必要はございません。

Q　熊本市から助成金が振込まれました。（毎月20日、休日の場合は前日）
助成金が予定していた金額より少ないのですが？

Ａ　取り下げを行った覚えはありませんか？
不支給の連絡はありませんでしたか？
未就学児の負担割合の計算は正しいですか？（重度心身障がい者・ひとり親家庭等医療の場合）

計算方法　ひとり親医療の場合

<u>６歳到達後の３月 31 日までの方</u>

総点数×2×2/3=助成額（1 円未満切捨て）
↑
（一部負担金が２割のため）

<u>６歳到達後の４月１日から 70 歳になる誕生日前日の属する月の末日まで</u>

総点数×3×2/3=助成金

Q　患者様が保険薬局にＡ病院、Ｂ病院、Ｃ病院からの処方箋をそれぞれ持参されました。Ａ　病院での一部負担金が3,000円、Ｂ病院が2,000円、Ｃ病院が3,000円でした。保険薬局での一部負担金がＡ病院20,000円、Ｂ病院15,000円、Ｃ病院15,000円でした。この場合、Ａ病院分の処方箋は処方元と合算して21,000円以上（下図のA病院　点線部分参照）で高額医療費の合算対象となり、現物請求が出来ず患者様による償還請求となりますが、他のＢ病院分及びＣ病院分の一部負担金の請求の取り扱いはどのようになるのですか？

（下記図参照）

（図）

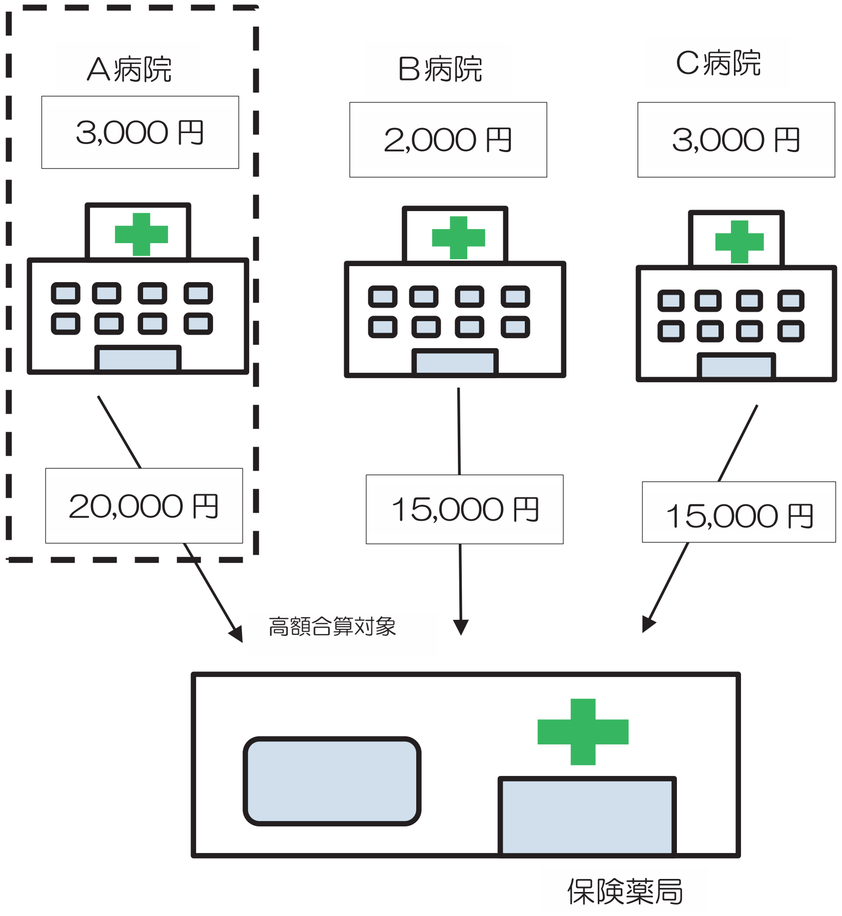

Ａ　すべて患者様による償還払いとなります。現物請求は出来ません。一旦２割か３割をお支払いいただき、本市の窓口にて償還払いの手続きをいただくようご案内ください。

７　熊本市からのお願い

本市の医療費助成事務におきましては､日頃から別格の配慮とご協力を賜り心から感謝申し上げます。医療費請求事務を行っていただくにあたり、特にご留意いただきたい点を以下のとおり記載しておりますので、ご一読ください。

1．日本スポーツ振興センターについて

熊本市では、日本スポーツ振興センター対象の医療については、原則**３医療ともに使用不可**とさせていただいております。「こども医療は使えないのは知っているが、ひとり親医療は使えると思っていた。」「医療等の状況には、医療費助成制度を使用した場合に記入する欄もあるのに」等のご意見をいただくことが多いのですが、原則使用できませんのでよろしくお願いいたします（P８参照)。

2．レセプト返戻にともなう再請求について

レセプトの返戻があった場合に同一の点数で再度請求されると、二重請求になります。請求書をこども支援課へ送付される際十分ご確認の上、送付してください。
ただし、点数が変更になった場合には、こども支援課・障がい福祉課へご連絡ください。

3．受給資格者番号について

桁が足りない、他の医療費助成の受給者番号が記載されている、保険種別が異なっている（こども医療費・重度心身障がい者医療費のみ）等があります。請求書をこども支援課へ送付される際十分ご確認ください。また、こども医療費については、加入保険とひまわりカードに記載のある加入保険が異なる場合にはひまわりカードは使用できません。市へ届出されるようご指導願います。

4．こども医療費助成とひとり親家庭等医療費助成の重複請求について

こども医療費助成とひとり親家庭等医療費助成の両方の資格をお持ちの方の場合で、同月・同点数で請求がある場合があります。また、１ヶ月（暦月）の総点数によって資格者の自己負担に有利不利が生じますが、その切り替えの際、切り替え前の点数をひとり親家庭等医療費助成へ、切り替え後の点数をこども医療費助成へ重複して請求がある場合があります。重複して請求することがないよう、請求書をこども支援課へ送付される際、十分ご確認ください。

５．高額医療について

入院・外来別で一部負担金の額もしくは、保険薬局と処方先医療機関の医療費を合算した一部負担金の額が１ヶ月（暦月）に 21,000 円以上の場合は、高額医療の該当となる可能性があるため、現物給付ができません。３割（２割）を徴収し領収書を発行してください。

６．他の公費（就学援助・自立支援医療・小児慢性特定疾病・育成医療等）について

他の公費が優先になりますので、３医療へ医療費助成の現物請求はできません。

７．医療機関コード（登録番号）、登録口座等が変更になった場合

熊本市では現物給付を行うにあたり、届出が必要です。また、登録内容に何かしらの変更が生じた場合、届出が必要になる場合がございます。その際は、こども支援課へご連絡ください。

8．受給資格について

「こども医療費助成」と「重度心身障がい者医療費助成」は、両方の資格を同時に持つことができません。「こども医療費助成」と「ひとり親家庭等医療費助成」または、「ひとり親家庭等医療費助成」と「重度心身障がい者医療費助成」は、両方の資格を同時に持つことが可能です。ただし、**３医療を重複して請求することはできませんので、ご注意ください。また、診療の都度、利用する受給者証を必ず確認してください。**

９．医療費請求事務の手引き改正について

今回は、主に令和５年１２月から「こども医療費助成」の年齢拡充に伴い改正しています。医療費助成制度は、随時、見直しを行っております。

今後、運用方法に変更が生じる場合がございます。その際は、改めて周知いたしますが、あらかじめご了承ください。

医療費請求チェックシート
以下の項目を確認の上、請求書の送付をお願いいたします。

項番	チェック項目	チェック
1	こども医療・重度心身障がい者医療・ひとり親家庭等医療の３医療のうち、請求したい医療費の請求書ですか？	
2	医療機関番号（登録番号）は７桁ですか？（各都道府県番号「43」の記載は不要です）	
3	提出年月日は、１日～10 日までの日付ですか？	
4	診療年月は提出月の前月ですか？	
5	枚数の記入はしましたか？ （「１枚目中１枚目」のように記載が必要です）	
6	ホッチキス留めはしましたか？ （複数枚あるときは、こども医療・重度心身障がい者医療・ひとり親家庭等医療各々ホッチキス留めをお願いします。三医療まとめてホッチキス留めはしないでください。）	
7	受給資格者証・記号番号は正しく記載されていますか？ 空欄・桁不足・別医療費の番号・証番号と患者の不一致はありませんか？ （ひとり親家庭等医療費助成は、下３桁が 010 もしくは 030、031、032…）	
8	入院・外来の区分に○はついていますか？	
9	点数は空欄ではありませんか？ 7,000 点（未就学児は 10,500 点）を超えていませんか？	
10	（以前診療がある場合）記入漏れはありませんか？ また、診療月の翌月から１年を超えていませんか？	
11	こども医療が有利である場合でも、資格者がひとり親医療の資格を使用して支払うことを希望する場合、備考欄に「ひとり親で支払希望」と記入しましたか？ ※記入が困難な場合には強制はいたしませんが確認のため必ずご連絡いたしますので、その際はご対応をお願いいたします。また、確認が取れない場合にはお支払いできませんのでご留意ください。	
12	同じ患者様をこども医療・重度心身障がい者医療・ひとり親家庭等医療の３医療のうち重複して請求していませんか？	
13	（重度心身障がい者医療のみ）高齢受給者、後期高齢者医療被保険者に該当する患者様を記入していませんか？	

※　熊本市へのご請求は**毎月 10 日（必着）（休日の場合前日）**締切、翌月 20 日（休日の場合前日）のお振込みとなります。11 日以降に届いた場合翌々月のお振込みとなりますのでご了承ください。

（市民の方の窓口）

〇償還申請や加入している健康保険証が変わったときなどの手続き窓口は

《こども医療費助成制度（ひまわりカード）、ひとり親家庭等医療費助成制度》について

【各区役所】

□	中央区役所	保健こども課	住所:中央区手取本町１-１	TEL.096-328-2421（直通）
□	東区役所	保健こども課	住所:東区東本町16-30	TEL.096-367-9130（直通）
□	西区役所	保健こども課	住所:西区小島２丁目７-１	TEL.096-329-6838（直通）
□	南区役所	保健こども課	住所:南区富合町清藤405-3	TEL.096-357-4135（直通）
□	北区役所	保健こども課	住所:北区植木町岩野238-1	TEL.096-272-1104（直通）

（各区役所、総合出張所での医療機関のお手続きはできません。）

《重度心身障がい者医療費助成制度》について

【各区役所】

□	中央区役所	福祉課	住所:中央区手取本町１-１	TEL.096-328-2311（直通）
□	東区役所	福祉課	住所:東区東本町16-30	TEL.096-367-9127（直通）
□	西区役所	福祉課	住所:西区小島２丁目７-１	TEL.096-329-5403（直通）
□	南区役所	福祉課	住所:南区富合町清藤405-3	TEL.096-357-4129（直通）
□	北区役所	福祉課	住所:北区植木町岩野238-1	TEL.096-272-1118（直通）

（各区役所、総合出張所での医療機関のお手続きはできません。）

《こども医療費（ひまわりカード）、ひとり親家庭等医療費、重度心身障がい者医療費助成制度》について

【各総合出張所】

□	河内総合出張所	住所:西区河内町船津2069-5	TEL.096-276-1111
□	天明総合出張所	住所:南区奥古閑町2035	TEL.096-223-1111
□	城南総合出張所	住所:南区城南町宮地1050	TEL.0964-28-3114
□	幸田総合出張所	住所:南区幸田２丁目4-1	TEL.096-378-0172
□	清水総合出張所	住所:北区清水亀井町14-7	TEL.096-343-9161
□	龍田総合出張所	住所:北区龍田弓削１丁目1-10	TEL.096-338-2231
□	託麻総合出張所	住所:東区長嶺東７丁目11-15	TEL.096-380-3111

（各区役所、総合出張所での医療機関のお手続きはできません。）

こども医療・ ひとり親家庭等医療について	こども支援課（（Spring 熊本花畑町２階）） ※医療費請求書の**郵送**は「熊本市中央区手取本町１番１号」にお願いします。 TEL.096-328-2158（直通）
重度心身障がい者医療について	障がい福祉課（ウェルパルくまもと３階） TEL.096-361-2519（直通）

医療費請求事務の手引きや請求書は熊本市ホームページよりダウンロードできます。